

大庄屋文書から見た酒田の世相

須藤 良弘

酒田町三組の内で、港町である酒田町組の大庄屋文書の所在は不明であるが、亀ヶ崎城の城下町である米屋町組の大庄屋・野附家文書と、同じく内町組の大庄屋・伊東家文書は酒田市立光丘文庫に所蔵されている。その文書から当時の酒田の世相を見てみたい。なお、文書の句読点は筆者が付け加えたものである。

一、凶作とその対策

延享三年（一七四六）、「乍恐以書付奉願候 近年米穀並諸色高値ニ御座候所、就中當年ハ米高値ニ相成、御町之者共迷惑至極、御町小売米払底ニ而小売仕候者共以之外難儀、御町之者共難儀、只今より七月下旬まで御米座被仰付被下置候。右願之通被仰付、六月四日より八月七日迄御米座被仰付候、尤廿一俵半値段ニ而、一日老人五合之積、其節町米壹升ニ付五拾三文之所、四拾七文ツツ御米座ニ而相払申候。さらに、「惣而穀物並雜穀、こぬかあめ粕ふ粕共ニ沖之口御停止」（伊東家文書『延享三年 御用控帳』）。

右の文書は、近年、米やその他の物が高値になつてきいたが、とりわけ今年は米の値段が高くなり、それに小売米が無くなり、小売屋も町人も難儀している。それで米の安売りをする米座を願い出た。願いが通り、六月四日から八月七日

迄半値段で二十一俵の米座が許可され、一人一日五合、町での普通の値段では一升五十三文だが、四十七文で売ることになつた。さらに、穀物や雑穀、こぬかなどにいたるまで、酒田港からの移出禁止を願い出ている。

この年、「山王氏子之内極窮之族江少々之助金を以、白米壹合宛当月二日より施行仕候所、追々困窮人各組江願出候段、大概三町二面貳千人」。

これは、極端に生活の苦しい山王の氏子（酒田町の鎮守は上と下の山王宮）に、救助金で白米一合ずつ施してきたが、その数が酒田三組で二千人にもなつたとして、本間久四郎、村山与四兵衛など酒田の豪商・豪農・町役人などから「寸志之願」が出ている。

一方、この豪商等はこの願いに、「御蔵ニ御米沢山ニ而、近国ニ合セ候而ハ、御手擬等有之、無難ニ候、尤乞食等ニ沢山ニ出申候得共、及渴死ニ之者も無之候」（『前同』）とも記している。酒田の場合、米は御蔵に沢山あり、近国に比べても救助のための手当もあり、難儀でない。乞食などは多く出ているが、飢餓で死んだ者はいないとしている。町の支配者階級のプライドから出た言葉であろうか。

延享五年（一七四八）に三年の事について、「去々年御借り上金貳千八百両之内、壹ヶ年分元利七百両旧冬御返済被仰付」と（伊東家文書『延享五歳 御用控帳』）とある。救済のため一千八百両を藩から借り、昨年の冬一年分の元利七百両の返済を命じられたというものである。なお、この返済は屋敷一步に付き四十文ずつ差し出すことにしていて。この借用金で、「困窮者共へ壹人百文ツツとらせ申候、尤少し不足之所御町用錢より被御渡」と、困窮者一人に百文ずつ与え、不足の所は御町用錢から出している。

宝暦五年（一七五五）の大凶作では、「宝暦五年 米穀至而高値ニ付、御町方続兼候族數多有之、御米座奉願候所、當年之事故、御郡中不残右之通ニ而、酒田江斗御米座或者御手擬等御手出し難被遊」と（伊東家文書『御用留帳』）。米が非常な高値となり生活が出来ないので、米座を藩に願い出たが、この年は郡内全部が同じ状況なので酒田

ばかりに米座や手当には手が出せないといわれたが、結局、「三十日程壱人二付壱合」の米が支給されている。

宝暦六年、「内米冲出御停止」となった。三組の大庄屋六名と三十六人衆の年寄三名から御町奉行所には、「去秋作合不熟半毛余御損失二付、今般御金壱万両御拝借被仰付候、依之亀ヶ崎御城下飢貧之者共、為御救、御米五百俵拝借被仰付候間、宜被取斗候、尤來丑之暮より拾ケ年ニ上納被仰付候事」（『前同』）が出された。これは昨年の作柄が半分以下の不作で、藩から一万両拝借し、これで酒田の飢餓に苦しむ貧しい町民を救うために米五百俵を拝借した。拝借金は来年の暮から十年間で返済するというものである。

同年、「昨年中作毛不熟米高値ニ付、酒田御町人共及難儀候ニ付、山王宮造立金百三十両学寿院・本間久四郎・村山由兵衛・藤井長兵衛・池田一郎兵衛・地主作右衛門、同山王神事料米六拾俵根上善兵衛・金屋彦助・吉村長次郎・本庄屋三郎兵衛差出候、貧民急難相救候段、達御聽ニ御喜悦之事ニ候」。鎮守山王宮の造立の費用は酒田町民全員の負担するところであるが、このような年であるので富裕者が負担した。貧しい町民の急な難儀を救つたことが藩主に聽こえ、藩主が喜んだ。

さらに同年、「久四郎米百俵、池田藤九郎金三十両差出」。三十六人衆年寄の加賀屋・上林・鎧屋・大庄屋では酒田町組の渡辺・栗林、内町組の伊東・斎藤、米屋町組の野附・池田も「亀ヶ崎御城下御町年寄並大庄屋心を用取斗」。「去年中作毛不熟米高値ニ付、酒田御町人共及難儀候付、三拾六人之者、酒田町組廿町、内町組十町、米屋町組六町より米差出貧民相救候由、一統難儀之節、寸志之致方ニ候」と、町役人や余裕のある町民が救助に当たった。そのため、年寄は金三百疋、大庄屋は金二百疋などの褒美を藩から頂いている。

全国を襲つた天明の大飢饉は、庄内も例外ではなかつた。天明四年（一七八四）、「正月十日、猶又、丁持共当年最上り物無之、仕事無之、甚難渋至極ニ相見申候ニ付、此間拝借之儀申出候ニ付、遂吟味候所、式百八人極窮之者御座候間、壱人ニ付式貫文ツツ拝借被仰付下度」、「同日三町困窮者相調へ候所、新規米座願之者三百八人、米座より粥座

江願候者貳百六拾五人御座候」（野附家文書『天明四年 諸御用控』）。

右の前段は、荷物の運送賃で生活をしている丁持達が、凶作により最上地方からの荷物が酒田に運ばれず、仕事がなくなつて非常に生活が苦しくなり、一人に付き一貫文の借用を願い出たものである。後段は、酒田町三組の困窮者を調べたところ、新しく米の安売りをする米座を希望した者が三百八人、それよりもさらに困窮し、粥を施す粥座に、米座から移りたいと願う者が二百五十六人いるというものである。

「正月廿六日粥座並米座江御町奉行所御出被成候、此節出役粥座江栗林新右衛門斎藤半内御同心、米座江加賀屋与助野附」（前同）、粥座と米座が設置され、町奉行が視察したことでの、町年寄・加賀屋や大庄屋・栗林なども出ている。酒田湊から米や雑穀類だけでなく、味噌の移出も禁止された。「当年内米雑穀冲止二付、味噌之儀も海船江壳渡、又ハ最上江為積登候儀御停止被仰付候」。ところがこれに違反する者が出て、「右味噌之儀下筋より買ニ参、味噌屋より買集候ニ付、御町方甚迷惑仕候間、何卒冲止被仰付被下度旨、肝煎共申出候」。糾しの結果、上小路の板屋八郎兵衛が旅人に千貫売ろうとしているのがわかり、これを八郎兵衛に預け、「右味噌御町方へ追々売渡様被仰付候」。味噌の値段は百匁十四文が十七文となり、肝煎共が元の値段に戻すよう働きかけるが、「味噌屋共一統申合、十七文より安ク売候ハハ、三貫ツツ過料取立申候」（前同）と抵抗した。

天明六年（一七八六）十一月、酒田三組の年寄・大庄屋九人より酒田御町奉行所へ次の願書が出された。「近年打続米穀並諸色高値ニ而、御町方一統困窮至極仕候上、当年凶作ニ付、米値段追々引上、末々極窮之者共多御座候ニ付、先頃より町内切、成内之者共申合、救方之沙汰仕置候得共、卯辰両年手を尽し候末之儀ニ而行届兼申候、依之御時節柄恐多奉存候得共、此節御米三百俵押借被仰付被下置度奉願候、左候ヘハ押借米を元立ニ仕、何分ニも極窮之者共為取続候様二作略仕度奉存候」（野附家文書『天明六年 諸御用控』）。

米や諸物価の高値が続き、町方一同非常に困窮しているが、さらに今年も凶作で米の値段が高くなり、極窮の者が多

くなつた。町内ごとに、余裕のある者共が救助を申し合わせ、やつてきたが、天明三年、四年には手を尽くしたが行き届かなかつた。大変な時節ではあるが三百俵の米を拝借できれば、これを元に極窮者が生活を続けていけるというものである。

天明八年（一七八八）に松平越中守から「近年打続米穀不作ニ而、米値段高値ニ相成リ、去夏之儀者格別之米高値ニ而、輕キ者共可及餓死ニ茂所、厚キ御救ニ而、致助命、漸去秋豊作ニ有之」という御触が出された。何年もの不作で米は高値となり、去年の夏は特に高値で貧しい者は餓死する所であつたが、救助により命が助かつた。ようやく去年の秋は豊作となつた。続けて、しかし油断せず、「米を喰延」ことに心がけるようにといふものである（野附家文書『御用書抜書』）。

天保元年（一八三〇）、「極窮之者老人江白米四合宛ニ当、町壳米値段より壹升ニ付拾文安位之手当ヲ以、九月廿日より壳座相立壳出、家數人數近々相増當時千四百八拾四軒、人數五千貳百三拾人、右申上候者之外、御町端之極窮者、病者、老幼、廢人体之者、右壳座米買取兼候者共ヘ、本間正七郎厚意ニ而、十一月朔日より正月迄、八日老人ニ付式合宛同人引請施行仕呉候所、其後止候、申出當時三百四拾貳人」（『前同』）。

右の文は、米価が高騰し、極めて貧しい者に一人米四合ずつを、町の値段より一升に付き十文位安く売る壳座を開いた。その利用した人数は五千二百三十人。それ以外に、町端に住む困窮者や障害者などには本間家の厚意で、八日間一人に米二合が寄付されたが、その後止めた。本間家で始めた頃の数は三百四十二人と、上林等の町年寄から町奉行所に報告された。

天保四年（一八三三）「大飢饉ニ付」、「御郡中米穀不足ニ而、飯料難行届相見得候ニ付、他出停止之儀兼て申達候得共、心得違之者も有之哉ニ相聞不届之至ニ候、依之猶又嚴重ニ停止申付候条、若心得違之者於有之者、右穀物取上之上、當人者勿論五人組之者共ニ至迄急度可申付候、右隠出し穀物取押候哉、亦者隠出し候者を訴人いたし」と（『前同』）。米不

足で食料が行き届かず、他国に出すことを禁止している。穀物を隠している心得違いの者は勿論、五人組をも処罰する。隠している穀物を他に出すのを取り押さえたり、訴え出た者には褒美を与えるというものである。

「酒田御町方ニ而、袖乞体之者見掛候ハハ村所相糺、其村方江為相返可申、他所乞食体之者候ハハ御境目道出シ可申、若亦及飢候体哉、或者病氣等ニ而歩行之難渋之もの候ハハ（二字虫食い）分者ハ往来宿へ預ケ、他所乞食体之ものハ非人共ヘ相渡、粥ニても為給候」（『前同』）。凶作で乞食等が増えた。近村の者は村に返し、他国の者は国境の道に出し、飢えや病気で歩けない者は、この地方の者は往来宿に預け、他国のは非人に渡して、粥でも食べさせるようにと同心や町役人に命じたと、町役人より酒田町奉行への報告である。

「当年柄古来稀成米高ニ付、於御上格別ニ御心配被為遊、飢渴之者無之様、雜穀小糠ニ至迄冲止被仰付、且御米並御備糀（被下置）」（『前同』）。今迄にない米高で、お上も格別心配して、雜穀や小糠までも他国に出すことを禁じ、さらに米や緊急用の糀も下された。

さらに天保五年になつて、「去巳年之儀御入国已來聞傳無之凶作、下々者物飢餓ニ可及與申唱候ニ付、人命ニ難替之思召を以、御取箇者勿論、不残食料ニ御差向、猶又国々より米穀買取、御備被仰出、此御入用大分之事ニ有之、人民御救之御手擬等莫大之御入用御大借、御膝元より御取縮被遊」（『前同』）。

天保四年は酒井家が庄内に入った元和八年以来聞いた事もない凶作で、下々の者はすべて飢餓になると聞いた藩主が、人命には替え難いとして、年貢米は勿論、食料は残らず出した。さらに国々より米を買い取り、飢餓に備えた。この費用は大きく、人民を救うための手当等は莫大なものとなり、大きな借金となつた。そのため、殿様自ら身近なことから借約をすることとなつた。

「去巳年未聞之大凶作、御家中御給人並寺社御町方共飯料合積ヲ以、御渡候事被仰出候、依之穢多非人共之儀も別紙書立候合積ヲ以、御拂可被成下候間、頭共厚取斗、飢餓之者出不申様可取扱事」（『前同』）。天保四年は今迄聞いた事

もない大凶作なので、藩士、寺社の者や町人には食料を配給にしたが、穢多非人にも配給にし、頭共も良く取り計らい、飢餓の者を出さないようにというものである。

しかし、この合積は身分により大きく違っていた。御扶持取りの藩士達は男が米五合、女は三合。酒田と鶴岡の町人は男は三合、女は二合、六歳より四歳迄は男女共壹合五勺、三歳以下は壹合。これらに対して穢多非人には、男が貳合八勺、女が壹合八勺、六歳より四歳迄は壹合三勺、三歳以下は八勺である。

二、親子の縁とは

「山王堂町仁兵衛内藤次郎と申者、女之子方々年期ニ売置申候共、先々より逃隠仕、親藤次郎及迷惑ニ、貞享三年寅ノ十月御町奉行所へ得御内意、親子之縁を切、家を追出シ申候、今度親藤次郎、仁兵衛、五人と肝煎九右衛門加判之證文取置申候」（伊東家文書『貞享二年乙丑十二月より宝暦十三末年迄之内米屋町組池田家御用帳之内文政元寅年七月書抜』）。

忠孝が基本道徳の時代であつたとはいえ、現代では考えられない事件であるが、私が見た文書ではこれ一つだけである。山王堂町の仁兵衛内の藤次郎が生活苦からか、娘を方々へ売り渡したが、その都度逃げ隠れるので、貞享三年（一六八六）、町奉行所の内意を得て、親子の縁を切り、家から追い出した。それを仁兵衛、親や五人組、肝煎が證文にして、残すことにしたというものである。

三、湯屋の開業

元禄十年（一六九七）二月、米屋町組近江町の徳右衛門と肝煎が大庄屋に、「乍恐以書付御訴訟申上候事 拙者儀身代罷成不申候ニ付、湯屋家職仕度奉願候、拙者一分之勝手斗ニも無御座候、惣而米屋町之儀ハ郷方より上乗等入込申候節、湯屋無御座候得ハ、宿々薪費ニ罷成申候、酒田町ニ者六軒迄御座候而、勝手ニ罷成申儀ニ御座候、内町米屋町ニハ湯屋壹軒も無御座候間、以御慈悲今度拙者ニ被仰付」（伊東家文書『前同』）を出した。徳右衛門は身代が続かなくなつたので、湯屋を職業にしたい。これは自分一人の勝手ばかりでなく、米屋町組には近在から米などが船で運ばれてくるが、湯屋がないので、船乗りが泊まる宿では風呂の薪の費用も大きい。酒田町組には六軒もあつて勝手に商売をやつているのに、米屋町組と内町組には一軒もない。自分にやらせてほしい、というものである。同年、内町の九郎兵衛も湯屋願いを出した。そのため、内町組と米屋町組の大庄屋四名が町奉行所に願書を出し、「同年三月朔日、兩人湯屋被仰付候」。湯屋願いや湯屋株の譲渡などについてはかなり記録されている。

四、脅迫事件

元治二年（一八六五）三月二十七日、「昨夜米屋町伊右衛門へ財布へ書付、金百両新地天王前へ下げ貸吳候様、尤貸付不申候ハハ、付火可致旨書付置候」、鳥井に財布を結びつけた絵に「コ五サチイてくれ 一金百両 酒田シチトノ町 テノミヤ三月廿五日九ツ半 キトモラヒタイ コノモノモテコ子トヒヲツケル」、「此書付木綿財布之中へ入、三月二十五

日之夜米屋町伊右衛門店へ投置候」（野附家文書『元治弐年 御用控』）。

脅迫状の内容は、ここに入れてくれ、金百両、酒田新地外野町天王宮、三月二十五日九ツ半、必ずもらいたい、これを持つてこないと、火を付ける、というものである。その後の記録はない。

五、頻発する火事

酒田は火事が多く、大庄屋文書にも数多く記録されている。寛延四年（一七五二）三月二十九日の一例だけあげると、「酒田荒瀬町より昼四ツ半時出火、惣べ貳千四百五軒、其外、米、大豆、たはこ、小豆、公義御米置場、瀬取舟十艘、人八人焼死之由」（伊東家文書『御用帳』）。

主人の家に放火して、火罪になつた例として、元文三年（一七三八）、「下片町九右衛門倅九十郎と申者、奉公名由右衛門、御家中鈴木勝左衛門殿へ奉公仕罷有候処ニ当五月三日朝御主人之家へ火を付候儀相顯、牢舎被仰付、六月十八日火罪ニ被仰付候 制札 覚 下片町由右衛門 右由右衛門儀五月三日朝主人之家へ火を付候ニ付火あぶりニ申付者也」（伊東家文書『元文三年 内町組御用留控帳』）。

火事が発生すると、火元の家族は勿論、五人組や肝煎など多くが調べられ、口書が出される。「給人町火元十兵衛口書」の一例だけあげる。延享五年（一七四八）七月、「昨夜其方家より致出火候を、近辺之者早く見付、早速消留候、出火之様子有駄ニ可申候 御答 私儀沢新田御普請所へ参、此間此方ニハ居不申候、一昨夜私女房臥り候節、蚊いふしを擂鉢二入而、便所之脇ニ差置候」、「昨晩之出火ハ先ハ付火と被思召候由、御尤ニ奉存候、拙者共ヘ対シ、意趣ニ而付火仕候者毛頭無御座候」（伊東家文書『御用控』）。

十兵衛が普請場に行き留守中、女房の蚊いぶしの不注意から出火した。奉行所は「十二九ハ付火と相見ヘ候、其方共夫婦二対シ、意趣を可含心付之者も無之哉」、夫婦に恨みを持つている者の放火ではないかと追求したが、自分達に恨みを持つ者は絶対ないと答えている。

明和四年（一七六七）四月、年貢米積みで浜田村に行つて居る間に、「十日八軒町川端六左衛門と申者裏に積置候がや乳より出火いたし、焼失二十四軒、切潰取壊共二十二軒」、切潰取壊之者へ柱壱本二付式百文斗り被下候、四貫八百文惣三郎、メ三十四貫六百文被下候、「一、類焼困窮之者ともへ小や掛料として錢壱貫文ツツ被下置候 一、類焼之者不残へ上より御米被下置候」（野附家文書『明和四年 御用控帳』）。

消防活動では、類焼を防ぐため家を破壊することは広く行われていた。この時には、破壊された家の補償は柱一本に付き二百文である。惣三郎の家は柱が十九本か。最少は治吉が一貫文、又七は三百文である。又七は柱一本半と計算されたものか。類焼困窮者へは小屋掛け料、全員に藩から米が支給されている。

天保十年（一八三九）の例では、「一、切潰家 下内町平助 幅二間 行間九間二尺 此柱數三十本 右者先月廿八日下内町清三郎家より出火之節、切潰家二相成候、柱代前々之通被下置候様、宜御沙汰罷成下度奉存候已上」（伊東家文書『天保十年 御用留帳』）が大庄屋と肝煎から出されている。

消防組織は九人の年寄・大庄屋一人に付、火消丁持三十二人ずつ付いたのが、「働之印も無之候」として、天明五年（一七八五）に「今度改、酒田町五人江附居候丁持百五十人余ハ西組といたし、内町米屋町四人附之丁持ハ東組といたし、西東江龍吐水壱挺ツツ預ケ置申候、以後西組之丁持ハ酒田町五人二而指図いたし、東組ハ両組四人二而指図致候」（野附文書『天明五年 諸御用控』）。荷物運送を職業とする丁持を東西に分け、酒田町組の年寄・大庄屋と内町組・米屋町組の大庄屋の支配下に置き、東西の組に消防道具の龍吐水一挺ずつ配備した。

安永元年（一七七一）二千百八十二軒が焼ける大火が発生した。「四月十五日昼四ツ半時過、下片町藤十郎家より出

火^ム、「右出火二付、急ニ御郡奉行山中弥右衛門殿御代官小寺三郎兵、衛殿十五日夜中鶴岡御出立、十六日昼時此方へ御下着、大変ニ付先例を以、粥座被仰付候^ム、同十七日海晏寺ニ而粥被仰付候、同十八日より満藏院境内、船場町右三ヶ所ニ而焚出被仰付^ム」。

「粥座ハ出次第二為取候故、人数高日々増減御座候、大概一日二千五六百人斗御座候由、日数十五日被下候、此節之諸入用御町用金よりだし候^ム」。

「御城代所酒井兵庫様より、於善導寺、困窮之者へ粥被下候旨被仰出、御町方へ相触申候得共、類焼之者共居所相知不申、火事翌日之事故、一向行届不申、一向貰人參不申候由ニ而、粥御止被成、握り飯ニ被成、今町外レ、臺町外レ、山谷地之邊江居候もの共へ被下候由^ム、十八日又々握り飯被仰付^ム、其後も御米被下候由ニ而、拾俵御蔵出シ被成候由御座候」（野附家文書『天明七年 諸御用控』）。

藩の対応も早かつた。藩士が火災発生当日の夜中には鶴岡を出発し、翌日昼には酒田に到着している。粥座には酒田の大庄屋だけでなく郷方の大庄屋、御郡手代、同心、肝煎等も詰め、亀ヶ崎城代も粥や握り飯の施しを行つた。粥座の費用は御町用金から出している。

安永七年（一七七八）、現在の旧本間本邸の向側にあつた本間家から出火し、八軒が類焼、切り潰しが六軒であつた。「四月六日夜四ツ時過、本間正五郎家より出火、類焼八（虫食い）、鎮り申候、兩側斗ニ切潰家六軒^ム、七日正五郎家内一組四家共御吟味被仰付^ム、正五郎家より家来之内援助と申者、寝間ニ二階より手過之出火、右援助無行衛ニ相成候ニ付^ム、正五郎名代本間新蔵慎被仰付候^ム」（伊東家文書『安永七年 御用帳』）。

本間家の家来の援助の過ちから、二階の寝間から出火し、援助は行方不明となつた。本間正五郎一家と四家が吟味を受け、正五郎の名代の本間新蔵が「慎」の処分を受けた。本間家の出火については、『三十六人御用帳』（『酒田市史史料一』）にも記載されているので、次に抜き書きしてみたい。

出火場所と原因は「三拾六人之内本間庄五郎居宅勝手二階召仕共寝間より、召仕權助與申者手過を以出火」。類焼場所「東白畠太郎右衛門より西池田文藏宅迄、都合八軒致類焼」。吟味「翌七日御徒目付・御足輕目付・御同心・年寄、焼跡見聞被成候、庄五郎代新藏病氣二付、新藏代親類久三郎・本間新十郎も罷出申候、右先キ達致火之出所等申述候、此節須藤小三郎向家二付、右場所へ罷出候」、御吟味相濟申候、本間家の手代、下女等や、本間家の組内の家なども吟味された。この御用帳では処分の内容は記されていないが、「同十七日御免被仰付、新藏代本間新十郎・行事近江屋嘉右衛門罷出申候、其節掛之御役人中江御禮相廻り申候」。

六、道中の女達の災難

女子だけで旅行中の災難である。文久三年（一八六三）八月十一日、鶴ヶ岡町奉行・井上数馬から酒田町奉行・金井国之助への文書である。

「酒田高野浜新屋敷、附船宿、茶屋三太郎事多助末女阿さよ、同所与惣右衛門娘きく代、右之もの共、信州善光寺其外参詣心掛、六月十七日家出いたし、便船乗、越後国新潟江着、夫より所々相廻、上野国高崎宿統本庄村地内二而、悪者二被見付、難儀之体、関東御取締手先武州足立郡上尾下村熊治郎と申者、見掛取扱、同人代人源左衛門と申者差添、先月十日神田橋御屋敷迄送届候二付、御沙汰之上、馬喰町大松屋佐兵衛江預置候處、同廿五日立候御飛脚彦右衛門・七五三藏道中同道御差下着、女とも当役所江引渡候様、助九郎殿被仰達候旨、別紙之通高橋省助より申越候間、家元より請取人早速当役所迄罷越候様、宜被成御申達候」（野附家文書『文久三年 酒田町組米屋町組御用留牒』）。二人の女は無事に酒井家の江戸屋敷に保護され、送り返された。